

東日本大震災PTG支援機構設置及び運営要項

(設置)

第1条 東日本大震災PTG支援機構(以下「本機構」という。)は、東日本大震災で被災した方々と被災地域への支援関係者への臨床心理学的な支援活動を行うために設置するものとする。

(活動内容)

第2条 本機構の活動内容は以下のとおりとし、機構長および構成員の通常の職務の遂行に使用されるものではない。

1. 被災地における被災者への各種支援活動
2. 支援活動の一環としての各種調査活動
3. その他、必要と認められる関連の事業

(組織)

第3条 本機構は、機構長、副機構長、特別会員、一般会員で組織される。その他の必要な事項は別に定めるものとする。

1. 機構長は、代表発起人である長谷川啓三（東北大学教授）とする。
2. 副機構長は、機構長の指名により定めることとし、機構長の職務を補佐する。
3. 特別会員は、本機構の事業遂行上、必要とされる専門家等で、活動への参加を希望される方であり、資格は問わない。
4. 一般会員 本機構の趣旨に賛同し、活動へ支援下さる方であり、資格は問わない。

(活動資金)

第4条 本機構の活動資金は、上記活動内容に賛同する賛助会員、各個人及び各団体からの寄附金を原資とする。

- 2 寄附金は、東日本大震災PTG活動基金(以下「本基金」という。)を設立し、本基金に振込み、管理するものとする。
- 3 寄附金の用途は、第2条に定める活動に伴う実費とし、本機構の構成員の人件費には使用しないものとする。
- 4 その他、活動資金及び本基金に関する必要な事項は別に定めるものとする。

(総会等)

第5条 本機構の総会を、特別な理由がない限り、年1回、定期的に行うものとする。

- 2 総会において、活動報告、会計報告、来年度の活動予定、その他本機構の運営に関する重要な事項を審議、決定するものとする。
- 3 本機構の運営に関して、機構長が必要と認めた場合は運営会議を開催し、決定するものとする。
- 4 その他、総会及び運営会議に関する必要な事項は別に定めるものとする。

(活動報告等)

第6条 本機構の活動報告及び会計報告については、前条の総会において行う他、寄附金の寄附者から求めがあり、検討のうえ必要と認められた場合は、随時、行うものとする。

- 2 前項の活動報告及び会計報告については、寄附者が寄附時に特に用途を指定しない限りは、活動全般に係るものとする。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、本機構の組織及び運営に関し必要な事項は、機構長及び副機構長が定めるものとする。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

平成23年度 東日本大震災PTG支援機構当初組織及び行事報告

趣旨

本機構は東日本大震災後の被災者へのこころの支援研究と実践を目的として設立する。PTGはPosttraumatic Growthの意味である。活動に関わる費用は趣旨に賛同される団体と個人からの寄付金を充てる。基金は運営要項第4条に則って使用されるが、不正使用を防ぐ意味から総会での報告を義務付ける他に、適宜、必要とされる形で報告しなければならない。

(組織)

機構長 長谷川啓三

副機構長 若島 孔文

特別会員 現在は、特に定めないが、現在5つの研究班が活動しており各責任者がいる

正会員 同上

いづれもその任にあたり、人件費等での使用は認めない。

(総会)

本機構の第1回総会は 平成24年11月 に開催予定である。

(活動予定)

- 1 避難所、被災住宅での心理的支援
- 2 電話による相談活動、および支援
- 3 仮設住宅におけるこころの支援
- 4 行政職員の心理相談支援
- 5 他地域への非難家族の調査および心理支援 など

平成24年度 東日本大震災PTG支援機構当初組織及び行事報告

趣旨

本機構は東日本大震災後の被災者へのこころの支援研究と実践を目的として設立する。PTGはPosttraumatic Growthの意味である。活動に関わる費用は趣旨に賛同される団体と個人からの寄付金を充てる。基金は運営要項第4条に則って使用されるが、不正使用を防ぐ意味から総会での報告を義務付ける他に、適宜、必要とされる形で報告しなければならない。

(組織)

機構長 長谷川啓三

副機構長 若島 孔文

特別会員 現在は、特に定めないが、現在6つの研究班が活動をしており、各責任者がいる

正会員 同上

(活動報告)

昨年度からの報告が複数、文書の形で報告された。

運営要項第6条に基づき、別紙の形で、本機構の会計が 本年7月に文書で報告された。

(総会)

本機構の第1回総会を 平成24年11月下旬に開催予定である。

(活動予定)

- 1 避難所、被災住宅での心理的支援
- 2 電話による相談活動、および支援
- 3 仮設住宅におけるこころの支援
- 4 行政職員の心理相談支援
- 5 他地域への非難家族の調査および心理支援
- 6 活動報告の出版 など